

下呂市告示第 238 号

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年下呂市条例第 32 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 26 日

下呂市長 山内 登

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 下呂市濁河温泉市営露天風呂
- (2) 所在地 下呂市小坂町落合 2376 番地 1

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社 ノイジィー
- (2) 主たる事務所の所在地 下呂市小坂町大洞 965 番地 2
- (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 保田悦宏

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで